

愛知県衛生対策審議会（平成19年12月26日開催）会議録

（寺田医療福祉計画課長）

大変お待たせいたしました。定刻を過ぎておりますが、ただいまから愛知県衛生対策審議会を開催いたします。

私、愛知県健康福祉部医療福祉計画課長の寺田と申します。議事が始まりますまでの間、進行役を務めさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

はじめに、お手元に配布させていただきました資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、最初一枚紙からになりますが、「会議次第」、「配席図」、「委員名簿」、その後ろにホチキス止めになっておりますが、資料1-1、資料1-2が二つセットになっております。次に、資料2としまして、「愛知県感染症予防計画（一部改正案）」がございまして、その後ろにまたセットでホチキス止めになっておりますが、資料3-1「愛知県感染症予防計画の一部改正（案）に対する意見について」、資料3-2「感染症予防計画の一部改正（案）に対する県民の皆様からのご意見と県の考え方」という資料がございまして、最後に、一枚紙で資料4として「愛知県衛生対策審議会条例」がありまして、更に前回の会議録を資料5として配布させていただいております。以上でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

次に、定足数の確認をいたします。この審議会の委員数は18名でございまして、定足数は過半数の10名となっております。現在、15名のご出席をいただいておりますので、本日の会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本日御出席の委員の皆様のご紹介につきましては、時間の都合によりまして、お手元にお配りしてございます配席図により代えさせていただきますと存じます。なお、本日の会議につきましては、すべて公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日は傍聴の方はいらっしゃいません。

それでは、冒頭に健康福祉部健康担当局長の五十里局長からご挨拶を申し上げます。

（五十里局長）

本日は年末で本当にお忙しい中を愛知県衛生対策審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回、7月30日に開催されました衛生対策審議会におきましては、愛知県感染症予防計画の一部改正について及び愛知県結核予防計画の廃止について、諮問させていただきました。委員の皆様方に御審議をいただいた次第でございます。その結果、感染症と結核の専門家を構成員とする感染症対策専門部会の設置をお認めいただくこととなりました。

本日の審議会では、感染症対策専門部会で御審議いただきました愛知県感染症予防計画の改正案につきまして、さらに御審議いただきまして、答申をいただけたらと考えているところでございます。

簡単ではございますが、衛生対策審議会の開催にあたりましての一言ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(寺田医療福祉計画課長)

それでは、早速でございますが議事に入りたいと思いますので、齋藤会長に以後の会議の進行につきまして、お願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(齋藤会長)

皆さん、こんにちは。

今年ほど食品衛生を始め、衛生対策が注目された年は余りないと思いますが、感染症につきましても皆様方もご存知のように、鳥インフルエンザの問題、それから最近では大学生が麻疹にかかって、大学が休校になるといったような、昔では考えられなかったようなことが起こる時代になりました。しかも、愛知県は東京都に次いで国際交流が盛んな都市であるということで、ますます衛生対策の重要性が増すと思われま。

今、五十里局長からのお話にもありましたように、知事からの諮問事項である愛知県感染症予防計画の一部改正及び愛知県結核予防計画の廃止について、専門部会で御審議いただきましたので、その内容につきまして、部会長の磯村委員からご報告をいただき、本審議会の意見をとりまとめてまいりたいと考えております。

皆様、円滑な会議の運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、議題に移る前に議事録の署名者を決定したいと思います。愛知県衛生対策審議会運営要綱第2条第1項の規定によりまして、議長が議事録署名者2名を指名することとなっておりますので、指名させていただきたいと存じます。本日の審議会の議事録署名者には、亀井春枝委員と下方薫委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【了解】

(齋藤会長)

ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。

7月30日の知事から諮問事項につきまして、磯村委員からご報告させていただきたいと思ひます。磯村委員、よろしくお願いいたします。

(磯村委員)

磯村です、よろしくお願いいたします。

感染症専門部会の部会長といたしまして、私から、部会でとりまとめました愛知県感染症予防計画の一部改正と愛知県結核予防計画の廃止について、説明させていただきます。

前回の衛生対策審議会の終了後、感染症対策専門部会の各委員と名古屋市・中核市始め関係行政機関の方々にお集まりいただき、熱心な御審議をいただきました。また、事務局におきまして、広く県民の意見を聴くためにパブリックコメントを本年10月

2日から11月1日まで行うとともに、県内の全市町村や愛知県医師会、病院協会などの各医療関係団体等への意見照会を行いました。このたび、この審議結果とパブリックコメントなどの意見照会の結果をもとにいたしまして、専門部会で予防計画の一部改正案を作成させていただきました。

お手元の資料1-1をご覧ください。今回、専門部会において審議いたしましたのは、愛知県感染症予防計画の一部改正と結核予防計画の廃止についてであります。後ほど、事務局からご説明いただければと思いますが、このページの上半分が今回の感染症予防計画の一部改正の内容について記載しておりまして、結核予防法の感染症法への統合、管理体制の確立、感染症の分類の見直しについてまとめてあります。また、下半分に今回の見直しのスケジュール、今までの感染症予防計画及び結核予防計画の策定や一部改正の経緯がございます。

資料1-1の裏面をご覧ください。感染症予防計画の一部改正の概要をまとめました。改正点としては大きく分けて5点あります。上から、患者等の人権の尊重の観点からの改正、結核予防対策に係る規定の追加、新型インフルエンザ対策に係る改正、緊急時における施策に関する事項の追加、疑似症届出に係る規定の追加であります。

なお、愛知県結核予防計画は、その法的根拠でありました結核予防法が感染症法に統合されたことにより、廃止となりましたので、結核対策に係る基本方針を感染症予防計画に盛り込み、具体的な対策、数値目標などについては、予防計画とは別に対策プランを策定することとし、その旨を感染症予防計画に記載いたしました。

また、パブリックコメントと市町村・医療関係団体等からの意見照会の結果等に基づく改正案の修正につきましては、資料1-2に記載しております。修正点としては4点あります。1点目と2点目は、関係機関からの意見であります。それぞれ、より具体的な内容を明記すべきとの意見であり、意見のとおり修正することといたしました。3点目は、別表1の感染症指定届出機関が今年10月に一部変更になったことに伴うものであります。4点目は、結核病床を廃止する感染症指定医療機関がございますことから、これを整理するものであります。

資料2が愛知県感染症予防計画の改正案の全文であります。前回の審議会に提出されました改正案からの修正部分については、見え消しといたしました。

以上で愛知県感染症予防計画の一部改正と愛知県結核予防計画の廃止に関します私からの説明は終わらせていただきまして、改正内容の詳細とパブリックコメントの結果などにつきましては、事務局から説明していただきます。

(齋藤会長)

どうもありがとうございました。

それでは、事務局から説明をよろしく願います。

(丸山健康対策課長)

失礼いたします。健康対策課長の丸山でございます。大変恐縮でございますが、着席して説明させていただきたいと思っております。

それでは事務局から、感染症対策専門部会で御審議いただきました愛知県感染症予防計画の一部改正案につきまして、磯村部会長さんのご報告に引き続き、少し詳細にわたって説明いたします。

まず、資料1の1をご覧ください。皆様、既にご案内のとおり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」いわゆる感染症法が本年4月から一部改正されましたが、その改正の概要を資料の上段の囲みにまとめました。

改正のポイントは大きく分けまして、一つ目が、結核予防法を廃止して感染症法へ統合したこと、二つ目が、生物テロの未然防止の観点から病原体等管理体制を確立したこと、三つ目として、WHOによるSARS終息宣言など感染症をめぐる環境変化を受けて一類から五類までの感染症の分類が見直されたこと、以上3点でございます。この感染症法の一部改正に伴って、感染症法第9条第1項に基づきまして、厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」も一部改正されましたことから、この基本指針に基づいて県が策定いたしました愛知県感染症予防計画につきまして、一部改正を行うこととなりました。

また、あわせまして、本年3月31日に結核予防法が廃止され、感染症法に統合されましたことから、旧結核予防法の規定により定めていた愛知県結核予防計画につきましても、愛知県感染症予防計画への統合をも含めた見直しを行うことといたしまして、資料の中段下の囲みで示しましたスケジュールにより、改正作業を進めているものでございます。

続きまして、資料1の1の裏面をご覧ください。最初に、愛知県感染症予防計画の一部改正案の概要を示しました。一部改正案の内容は、先程申し上げました厚生労働大臣が定めた国の基本的な指針の一部改正に沿った形でまとめてありますが、国の直接事務となる病原体等の管理体制の確立に関する部分を除きまして、大きく分けて5項目となります。ページ数がふってありますが、資料2「感染症予防計画の一部改正案の全文」に対応しております。

一つ目が、患者等の人権の尊重の観点からの改正です。全文にわたりまして、「人権への配慮」の文言を、「人権の尊重」へ改正いたしました。また、今回の感染症法の一部改正で、新たに規定されました入院延長の勧告に対する意見を述べる機会の付与や、入院時の処遇についての知事等への苦情の申し出に関する記述を追加いたしました。

二つ目が、結核予防対策に係る規定の追加になります。本県における結核対策を引き続き総合的に推進するために、現行の愛知県結核予防計画に記載されている数値目標などの具体的な方策について、対策プランを策定する旨の記述を追加いたしました。また、地域の実情に即した疫学的な解析により、結核発病の危険が高いとされる住民層、二次感染を起こしやすい職業に就労しているなど、定期の健康診断の実施が政策上有効かつ合理的であると認められる者に対する重点的な健康診断を実施することと、別に定める対策プランの中に、市町村の意見を踏まえ、地域の実情に応じて定期の健康診断の対象者について定めることを追加いたしました。さらには、結核の発生状況等を踏まえ、医療計画で示す基準病床数を満たすように結核病床を有する第二種

感染症指定医療機関を指定すること、また、結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として、病院等のうち、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、結核指定医療機関に指定することをそれぞれ追加いたしました。

三つ目が、新型インフルエンザ対策に係る改正になりますが、迅速かつ的確な対応を行うために、健康危機管理の段階に応じた行動計画を策定し、周知することと、感染症発生動向調査など監視体制を一層強化するとともに、情報収集体制の整備を図ることを追加いたしました。

四つ目が、緊急時における施策に関する事項の追加です。緊急の必要があると認めるときには、まん延防止のための必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対して、必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすること、また、国が緊急の必要があると認めるときに派遣する検査機関の職員の受け入れや必要な協力を行うことを追加いたしました。さらには、緊急時において、県民に対して感染症の患者の発生の状況等に関する有益な情報を、可能な限り提供することを追加いたしました。

改正案の最後、五つ目が、疑似症届出に係る規定の追加です。これは、今回の感染症法の一部改正で新たに設けられた規定で、二類から五類までの感染症の疑似症の届出の規定を追加したものであります。これに関しまして、現時点で国から示されておりますのは、新型インフルエンザと痘瘡を想定いたしまして、それぞれ疑似症と診断した医療機関は、インターネットやファクシミリでその旨を届出ることとされていますが、本県では、この疑似症サーベイランスの運用が、平成20年度からの開始できるよう準備しているところであります。

次に、愛知県結核予防計画の廃止ですが、本年3月31日に結核予防法が廃止され、感染症法に統合されましたことから、今回の愛知県感染症予防計画の一部改正の機会に、現行の愛知県結核予防計画の基本方針を、感染症予防計画に盛り込むことにより、結核予防計画を廃止することとしたものであります。結核対策は依然として重要な施策と位置づけられることから、結核予防計画の名称はなくなりますが、その基本方針については感染症予防計画に整理統合し、具体的な方策については、別に対策プランを策定することにより、本県における結核対策を総合的に推進することといたしました。

次に、パブリックコメント等による修正について説明いたします。資料1の2「愛知県感染症予防計画の一部改正案の修正について」をご覧ください。

パブリックコメントの意見募集と県内市町村や医療関係団体等に対して意見照会を平成19年10月2日から11月1日まで実施いたしました。それと、結核病床を有する医療機関のひとつが、結核病床の廃止を本年末に予定していることがわかりました。これらを含めて、一部改正案の修正を行ったものが、この資料です。

一点目と二点目は、関係機関からの意見でございますが、県の施策の内容について、より具体的な記述とするべきとのご意見でありまして、いずれもご意見のとおり修正いたしました。

一点目は、感染症発生動向調査のうち、新型インフルエンザの監視体制について、特に注意を払う地域として、中部国際空港を中心とした知多半島地域及び名古屋港周辺地域を具体的に明記することといたしました。二点目は、緊急時における情報提供であります。緊急時に利用します情報提供媒体を、インターネット、マスメディアと具体的に明記することといたしました。三点目は、感染症発生動向調査を担当していただいている感染症指定届出機関のうち、意見照会をいたしました後に届出機関が変更になった旨の連絡が当該市からありましたので、記載を改めたものです。四点目が先ほども申し上げましたが、第二種感染症指定医療機関の結核病床のうち、西三河地域の一医療機関が、本年末をもって結核病床を廃止することとなりましたので、その医療機関名を削除したものでございます。

おめくりいただきまして、資料2をご覧ください。愛知県感染症予防計画の一部改正案の全文でございます。なお、中をご覧くださいますとお分かりだと存じますが、改正部分につきましては網掛けといたしました。コピーの関係で見づらくなっている部分もあるかと思われ。何とぞ、ご容赦願いたいと思います。

また、先程申し上げました修正部分についてですが、一点目が4ページになります。下段のほうになりますが、挿入部分を大文字で加筆しております。続きまして、13ページの上段のほうになりますが、見え消しと大文字で修正部分をお示しました。続いて、21ページの上段部分をご覧ください。感染症指定届出機関の一覧表になりますが、削除部分を見え消しとし、加筆部分を大文字で修正いたしました。それから、23ページをお開きください。中段になりますが、結核病床を有する第二種感染症指定医療機関の一覧表になりますが、削除部分を見え消しといたしました。この資料の説明につきましては、時間の関係上、以上とさせていただきます。

続きまして、資料3の1をご覧ください。愛知県感染症予防計画の一部改正案に対する意見についてですが、パブリックコメントと市町村や医療関係団体等からの意見聴取の結果をとりまとめましたので、説明させていただきます。

意見募集期間は先ほど申し上げましたとおり、本年10月2日から11月1日といたしました。1の県民意見提出制度、パブリックコメントでは、合計54件のご意見が寄せられまして、その内訳は男性31名、女性23名、年代としては、40歳代と60歳代の方から多くいただいております。地域別では、名古屋市内、尾張地域、西三河地域の方が多く、また、職業別では無職、次いで会社員の方から多くのご意見をいただきました。なお、提出方法の欄で50の方が持参されておりますが、これは本年度の県政モニターからのご意見が直接県庁に寄せられたことによります。これらのご意見と回答については、後ほど資料3の2によりご説明します。2の市町村並びに関係機関からの意見であります。県内63市町村と愛知県医師会をはじめとする医療関係機関等54機関を対象に意見照会を行いました。市町村から1件、医療関係機関から2件のご意見が寄せられました。その内容について検討いたしましたところ、いずれのご意見につきましても、ご意見のとおり改正案を修正することといたしました。先ほど資料1の2で説明いたしましたとおりでございます。

次に、一枚おめくりいただきまして資料3の2をお開きください。県民の皆様からの意

見、パブコメの内容とこれについての県の考え方を一覧表にしたものです。左の欄が寄せられたご意見、右の欄がそれに対する県の考え方ですが、お一人で複数の意見を寄せられた方もみえますので、意見数の合計は67件になっております。

内容につきまして、簡単に説明いたします。一番左に番号が振ってありますが、1～5は総論的なご意見であり、概ね賛同することによって合計20件いただきました。6～12は広報をもっとすべきとのご意見で合計12件、13～14が予防接種補助に関するご意見で4件いただきました。次のページにまいりまして、15～19が人権に関するご意見で5件、20から3ページの25にかけて、感染症の体制整備を強化すべきとのご意見を計6件いただきました。26と27が感染症に関する保健所での検診の充実化に関するご意見で2件、28～30は緊急時の対応に関するご意見3件いただきまして、31～35で結核対策に関するご意見を計5件いただきました。最後の4ページにまいります。36～37ですが病原体や感染症の分類に関するご意見で合計4件、38～40が責任の所在に関するご意見で3件、その他のご意見として41～43の計3件いただきました。

いずれも貴重なご意見でありますので、県として今後の業務の進め方について大変参考とさせていただきたいと存じているところであります。なお、県の考え方の欄に示しましたとおり、現状や計画の趣旨についての説明を記載いたしました。パブリックコメントで寄せられたご意見と、それに対します県の考え方につきましては、この資料のとおり県ホームページに掲載することとしております。掲載時期につきましては、本計画を愛知県公報に登載し、公表する時期にあわせまして、1月中旬ごろを予定しております。

以上で、事務局からの説明を終わります。よろしく願いいたします。

(齋藤会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今報告のありましたことにつきまして、何かご質問・ご意見がございますでしょうか。

ちなみにパブリックコメントの54件というのは多いのですか、少ないのですか。愛知県は600万人位、県民がいると思いますが。

(深谷健康対策課主幹)

総数としまして54件というのは、専門的な内容であったことを考えますと、まあまあご意見をいただくことができたのではないかと評価させていただいております。

(上田委員)

この見方ですけれども、無職というのは主婦が主体であると考えてよろしいでしょうか。

(深谷健康対策課主幹)

はい、そうです。

(上田委員)

主婦は無職という中に入っているという回答でよろしゅうございますね。

その他の説明はよく理解できたのですけれども、一つ気になることといたしまして、パブリックコメントを受けないと具体性が入らなかったのかと。例えば中部国際空港について、非常にいいコメントが出ており、それから公表の方法としてインターネットやマスメディアとか、具体性がパブリックコメントによる意見からあがっており、これは良かったことだと思います。しかし、これらの点はあえて触れなかったのか、そうした議論もしたが記載しなかったのか、パブリックコメントで意見をもらったから、このように具体性が出ているのかということに関して、コメントをいただければと思います。

(深谷健康対策課主幹)

今のご意見でございますが、修正部分のご意見で、2点ほど具体性を持たせるということに関するご意見をいただいたのは、パブリックコメントではなくて、関係機関からのご意見でございます。知多半島に所在する保健所からご意見いただきました。その保健所は、中部国際空港を管轄していることもございまして、例えば鳥インフルエンザを想定した訓練を検疫所とも協力しながら行っており、今の段階では机上訓練が多いわけですが、こうした必要性を具体的に書き上げた方が、県の施策としては良いのではないかということでしたので、これらの具体策を専門部会へ報告しまして、やはりそのとおり修正した方が良いとのご意見をいただいたことから、修正させていただいたものでございます。情報提供媒体についても同様でございます。

(齋藤会長)

他にいかがでしょうか。愛知県の医師会、あるいは病院協会からは何かございませんでしょうか。

(上田委員)

もう一点だけお聞きしたいのですけれども、結核に関してでございます。これは下方委員にお聞きした方がよろしいのかとも思いますけれども、病院を指定することはできると思うのですが、現状では結核を専門にするお医者さんは減る一方だと思うのですよね。でも、50床も持っていれば、それなりの専門医がいけないと思うのですよね。パブリックコメントにもあった質問かもしれませんが、国もしくは県から補助があるのですかという質問があったと思います。そうしたことなくして、県が指定する事によって、人材育成までうまくいきそうなのかどうかということに関しては、県はどのように考えていらっしゃるかと、愛知県として、結核対策がなくなるけれども、結核の病棟をきちんと維持するためには、どのくらい結核担当医師が必要で

あるという試算のもとで、どのような育成の準備ができているのかという点を我々も把握しておいた方が承認しやすいのではないかと思いますので、お聞きしたい。

(五十里健康担当局長)

人材育成の点につきましては、現在、結核研究所におきまして、全国の結核病床を維持している病院の医師を集めて研修を行っております。愛知県では、東名古屋病院あるいはがんセンター愛知病院が、また健康対策課長の丸山先生も、確か研修に参加されています。やはり、そうした人たちに定期的に研修に参加していただきまして、そこを核にして広めていくというようになっております。その推薦方法につきましては、県が推薦をさせていただいておりますので、そうしたご希望がありましたら、是非推薦させていただきたいと思っております。

(上田委員)

今の答えは、素晴らしいと思っております。逆に言うと、指定した病院に、県の方からきちんとネットワークを作って、人材を推薦し育成していき、県全体でお金の保証はともかく、そういったところを支えているということが、指定している病院のインセンティブにもつながるし、そうした中で人材を育成して行ってほしいと思っております。是非よろしくお願ひしたいと思っております。

(下方委員)

今、上田委員がお聞きになったことは、非常に大事なことだと思うのです。結核の研修ということでは、五十里局長がおっしゃたように、結核研究所が、国際的な意味でも、また国内的な意味でも、非常に研修を熱心にやってみえますので、愛知県で結核関係を担当していただいている医療機関については、もちろん研修等に行ってみえるケースも多いと思うのですが、愛知県としても、是非そうした施設の研修を積極的に広めていただき、指導していただくと、非常にありがたいと思っております。これは非常に大事なことだと思います。

もう一つは、県で結核病床を持っている施設というのは、かなり偏りがあります。例えば、愛知県では東名古屋病院が圧倒的にベッドが多いのですが、場合によってはなかなか満床で入れないということも有り得ます。そうすると、名古屋市に在住している患者さんが、岡崎ですとか、場合によっては豊橋のような遠方まで行かざるを得ないということが無いわけではない。特に早急に対応しなくてはいけない患者さんの場合に、収容できるところが非常に限られているので、どのように運用していくかということが大事なところでして、愛知県は統括する立場から、検討していただくとありがたいと思っております。

(齋藤会長)

ありがとうございました。

これを全部足すと、基準病床数は満たしているのですよね。

(吉田技監)

たしかに、結核病床を持っている病院は減ってきているのですけれども、入院日数が非常に短くなっておりますので、遠方の病院に入院された方や、昔のように半年も入院される方は大変だと思っておりますが、そういう側面からも、病院の数が減ってきていることは、ご理解いただけたらと思っております。

(齋藤会長)

他にご意見いかがでしょうか。医療を受ける立場の方で何かご質問・ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、答申をとりまとめたいと思います。今までご意見を伺った限りは、専門部会の改正案をお認めいただけたらということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(齋藤会長)

ありがとうございました。

それでは、答申書を配ってください。

【事務局が答申書案を各委員に配布】

(齋藤会長)

それでは、私が愛知県衛生対策審議会を代表しまして、答申をさせていただきたいと思っております。

【齋藤会長が五十里局長に答申書を手渡す】

(五十里健康担当局長)

一言、お礼を申し上げたいと思います。

齋藤会長さん、磯村部会長さんをはじめ、委員の皆様方には、お忙しい中、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

只今いただきました答申を知事に報告いたしまして、県として愛知県感染症予防計画の一部改正を行い、来年1月に公表して参りたいと思っております。

今後とも、法律や予防計画などに基きまして、県民の皆様を感染症から守るべく、一層の努力をして参りますので、引き続き委員の皆様方のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(齋藤会長)

終了予定時刻まで若干の時間がございますし、せっかくこうした場に皆様にお集まりいただきましたので、残りの時間を意見交換に充てたいと思っております。県の健康福祉

行政につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、どんな内容でも結構ですので是非ご発言いただきたいと思います。

（河村委員）

一般人として、お尋ねしたいと思いますが、中部空港においても、海外から入国してくる方たち、特に中国から入国される方の検査がとても厳しいと聞いておりますが、どのような検査をしているのでしょうか。中部空港が完成してからは、海外に行っておりませんので、どのような検査をしているのか、教えていただきたいのですが。

（深谷健康対策課主幹）

健康診査的なものについては、中部国際空港の場合、名古屋検疫所の中部空港検疫所支所という国の検疫所の職員がやっております。基本的には、自己申告になっておりまして、症状のある方については検査も行っています。ただ、SARS の騒動以来、ちょうど検疫所の検疫係官がいる入国者が通過する場所の上に、サーモグラフィーといって、照射して熱があれば、そこが赤く反応するという機械を備えております。急いですぐに出てしまう人にも、チェックができるようになっております。なお、県がその業務を直接やっているということではありません。

もし感染症にかかっている時は、検疫所が一義的に対応しまして、それから県の方へ引き継ぐということは、連携を取りながらやっております。患者さんの引き渡しの訓練等もやっております。健康診査につきましては、基本的には自己申告でありまして、症状があった場合、例えば腸管系のものと、そこで検便をして、細菌の検査をします。検査室も検疫所の中にございますので、感染症の疑いのある時は、判明するまでの間、停留することもあると伺っております。

（河村委員）

ありがとうございました。

（齋藤会長）

他に、いかがでしょうか。

（石黒委員）

今回の答申はこれで結構ですが、23ページの尾張北部の愛知県厚生農業協同組合連合会の愛北病院と、昭和病院が来年の4月か5月に合併しますよね。このような場合はどうなるのでしょうか。また、審議会を開いていただけるのでしょうか。対応を教えてください。

（深谷健康対策課主幹）

23ページの尾張北部の愛北病院と昭和病院とのことです。他の病院も同じなのですが、医療機関が変更になる度に、審議会を開催すると大変なことになってしまい

ますので、感染症予防計画を改正する際に、併せてご報告させていただくということで、今までやらせていただいております。今後もそのようにさせていただきたいと思っております。

(石黒委員)

合併後の江南厚生病院はどうなるのでしょうか。

(深谷健康対策課主幹)

江南厚生病院は、結核病床は無くなると思っております。

(石黒委員)

無くなるのですか。どこへ行くのですか。

(深谷健康対策課主幹)

廃止ということで、新たに結核病床を新設するということはありません。

(石黒委員)

尾張北部で、結核と診断された場合、どこかに行かなければなりませんね。

(深谷健康対策課主幹)

循環器呼吸器病センターの方に行っていただくことになります。

(石黒委員)

西部の方に。

(深谷健康対策課主幹)

はい。

(齋藤会長)

他にいかがでしょうか。松本委員、どうぞ。

(松本委員)

最近、VREやノロウイルスによる症状が結構多いように聞いておりますが、実態はどうなのかということと、その対策についてコメントをいただきたいのですが。

(丸山健康対策課長)

報道されていますように、VRE等は散発的に当県でも起こっております。数としては、一桁でございます。ノロウイルスは、冬季は非常に多発しております。色々な社会福祉施設とか、医療施設で起こっております。医療法の改正によりまして、管

理者に感染予防対策が義務付けられましたので、管理者において、感染予防対策を講じていただくということで、問題等が発生しましたら、お近くの保健所にご相談いただきたいと思います。非常にシビアな状態になりましたら、国立感染症研究所の専門チームに相談するということが、お願いしております。

(松本委員)

患者さんを紹介した場合に、感染症の可能性のある方について、発生した病院からは受け入れないとか、どのように扱っていいのか、実際に戸惑うような問題があります。そうしたことについて、病院やその管理者として、どういう対策を講じたらいいのかという問題があります。

(丸山健康対策課長)

先生のおっしゃる通りで、いわゆる院内感染ということで騒がれる訳ですが、病院という所では、徹底的に院内感染対策を講じていかなければならないですし、万全を期していただくということが、大事であります。もう一つは、院内感染というだけではなく、医療関連感染という考え方もありまして、地域の中で、色々な福祉施設や病院等をお互いに行き来しておりますので、地域全体でリスクコミュニケーションを取り合い、お互いに予防していくという姿勢を持ちながら、連携していくことが大事であると思っております。

(五十里健康担当局長)

一つの病院だけで、そうした情報が十分に把握できないこともあろうかと思えます。そうした場合、県が中に入りまして調整をさせていただいたり、相談を受けたりする等、感染症対策の一環としての役割があろうかと思えますので、何なりとご相談いただければと考えております。

(松本委員)

保菌者をどうするかという問題がありまして、安静にしている方は、病院から出ることはまずございませんが、同室に保菌者かもしれないという方がいた場合に、色々問題が出ています。以前に一度、保菌者についての調査がございましたが、保菌者についてはどう対応しているのかと思ひまして。問題がないとは言えないと思ひます。現場で戸惑いがあります。

(齋藤会長)

他にいかがでしょうか。感染症以外のことでも何でもいいのです。食品の安全性ということに対しては、どのような対策をお考えですか。

(中島生活衛生課長)

生活衛生課長の中島でございます。

偽装表示等の問題が相次いで発生しておりまして、私どもの方に対しましても、保健所を含め、内部通報的なものもございました。それは匿名の方がほとんどでして、まずは通報の内容を確認することが非常に重要であるという観点から、保健所等に直ちに立ち入り調査を行い、まずその状況を確認し、そうした中で不適切な事例が見つければ、当然直ちに改善させるという対策を講じております。また、一部に限らず、全般に及ぶことでございますので、私どもとしましては、保健所の方でこうした問題が相次いで発生していることから、日頃の監視においても、そうした点に十分注意して監視するよう、通知を出しております。

(齋藤会長)

偽装問題で、病気になった人はいないですね。

(中島生活衛生課長)

今回は全て表示の関係の問題でございますので、健康被害が発生したという事例はございません。

(齋藤会長)

他にいかがでしょうか。まだご発言のない委員の方で、もし何かございましたらどうぞ。

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、これまでとさせていただきます。最後に、事務局から何かありますでしょうか。

(寺田医療福祉計画課長)

事務的なお願いが1点ございます。本日の会議録でございますが、後日テープ起こしをしたものを、本日の会議でご発言いただいた方にご確認いただきたいと思います。お手数おかけしますが、後日事務局からお願いさせていただいた際には、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

(齋藤会長)

それでは、本日はこれで終了します。ありがとうございました。

署名人： _____

署名人： _____